令和 8 年度

事　業　計　画　書

障がい者支援施設 幌延町立北星園

就労継続支援事業所 安心生産農園

共同生活援助事業所 北　の　星

相 談 支 援 事 業 所 ひ だ ま り

社会福祉法人 幌延福祉会

目　　次

基本理念　1

Ⅰ．はじめに　2

Ⅱ．重点目標　2

Ⅲ．北星園（障害者支援施設）運営計画　3

　１．サービスの概要、定員等　3

　２．利用者本位の支援の充実　4

　３．利用者の健康管理と健康支援の促進　4

　４．楽しい生活の提供　5

　５．職員の資質向上と人材育成の促進　5

　６．日中活動等支援の充実　5

Ⅳ．安心生産農園（就労継続支援事業所）運営計画　6

　１．サービスの概要、定員等　6

　２．利用者支援の充実　6

　３．利用者の作業支援内容　6

　４．職員の資質向上と人材育成の促進　7

　５．事業運営の健全化　7

Ⅴ．北の星（共同生活援助事業所）運営計画　8

　１．サービスの概要　8

　２．定員等　8

　３．利用者本位支援とホーム生活の充実　8

　４．職員の資質向上と人材育成の促進　9

　５．地域との共生　9

　６．各事業所との連携　9

　７．防災体制の整備、強化　9

Ⅵ．ひだまり（相談支援事業所）運営計画　10

　１．サービスの概要　10

　２．相談支援の充実　10

Ⅶ．利用者の権利擁護　11

　北星園の職員行動基準　12～15

令和８年度　研修等計画　16

令和８年度　行事予定　17

令和８年度　機構図　18

基　本　理　念

北星園等はノーマライゼーション理念に基づき、利用者の人権と選択の自由を最大限に尊重し、利用者主体の当たり前の生活が送れるよう支援します。

そして、日常生活や生産活動、日中活動等を通して利用者の思いや願いを実現するために、次のような基本姿勢で運営していきます。

（１） 利用者の人権を尊重し、利用者と職員が相互信頼と共感に基づいた生活の場や活動の場づくりに努めます。

（２） 利用者の意向を十分に尊重し、個々のニーズや障害特性に応じた福祉サービスを提供します。

（３） 地域生活を希望する利用者には移行に努めるとともに、地域ニーズに対応した施設づくりをめざすと共に、地域における社会福祉の増進に努めます。

（４） 保護者や家族及び関係機関との連携を密にし、相互協力のもと利用者のサービス提供にあたります。

（５）職員は専門職としての意識を高め、常に利用者の立場に立って行動します。又、職員の相互協力により円滑な施設運営を図ります。

Ⅰ．はじめに

令和８年度は、これまでの取り組みを基盤としながら、各事業所にて利用者の高齢化が一層進む現状を踏まえ、より安全で安心できる生活環境の充実と支援の質の向上を目指して施設運営を行ってまいります。

近年、利用者の身体機能の低下や高齢期に伴う変化が顕著になってきております。このような状況に対応するため、常勤看護師を中心とした健康管理体制をさらに強化し、生活支援員との密な連携のもと、日々の体調変化を早期に把握し、迅速かつ適切な対応ができる体制を整えてまいります。また、医療機関との連携を継続し、定期受診や緊急時対応の確認を徹底することで、利用者が安心して生活を続けられる環境づくりを進めます。

支援の基本は、利用者一人ひとりの尊厳を守り、その人らしさを大切にすることにあります。令和８年度も、権利擁護および虐待防止の取り組みを継続し、利用者主体の支援を徹底してまいります。日常的な支援の振り返りやケース検討を通して職員間の共通理解を深め、支援の質の向上に努めます。

利用者サービスの向上を図るためには、安定した財政基盤の確立と人材の確保・育成が不可欠です。収入の確保と支出の適正管理を基本に健全な収支バランスを維持しながら、利用者の確保と稼働率の向上に努め、安定的な事業運営を進めてまいります。

あわせて、職員の定着を図るとともに計画的な研修や日々の OJT を通じて専門性を高め、質の高い支援を継続できる体制づくりに取り組んでまいります。

Ⅱ．重点目標

(1)利用者の「安全と健康」の確保と利用者の「ニーズに基づく質の高いサービス」を提供する。

(2)利用者の人権尊重及び権利擁護を推進する。

(3)職員の人材を確保すると共に人材の育成と資質の向上を図る。

Ⅲ．北星園（障害者支援施設）運営計画

利用者の高齢化および障がいの重度化が進む中、医療や介護を必要とする場面が増加しています。これらの状況に対応するため、医療機関との連携を一層強化するとともに、常勤看護師を中心とした健康管理体制の充実と職員の介護スキル向上に努め、安全で安心できる生活環境を整えてまいります。

また、知的障がいに加え、自閉症等の発達障害、精神障害、強度行動障害など多様な支援ニーズに対応するため、障がい特性への理解を深め、職員間で意思統一を図りながらチームとして適切な支援を実践します。

さらに、ヨガ講師による体操教室やリハビリ、レクリエーション活動の充実を通して身体機能の維持と生活の質の向上を図るとともに、感染症予防や事故防止を徹底し、利用者が安全で安心して「あたりまえの生活」を送ることができるよう取り組んでまいります。

１．サービスの概要・定員等

（１）施設入所支援

① 概　要

施設に入所する障がい者につき、主として夜間において、入浴、排泄又は食事の介護、生活等に関する相談及び助言その他必要な日常生活の支援を行う。

② 定　員

60 名

③ 入所者数

50 名（男 27 名・女 23 名）

④ 平均年齢

58.9 歳（男 53.8 歳・女 64.8 歳・最高齢 88 歳・最年少 19 歳）

（２）生活介護

① 概　要

常時介護を必要とするものにつき、主として昼間において、入浴、排泄及び食事等の介護、洗濯及び掃除等の家事並びに生活等に関する相談および助言、その他の必要な日常生活上の支援、創作活動又は生産活動の提供、その他の身体機能又は生活能力の向上のために必要な援助を行う。

② 定　員

60 名

③ 契約者数

62 名（男 33 名・女 29 名）

（３）短期入所

① 概　要

居宅においてその介護を行う者の疾病その他の理由により、短期間の入所を必要とする障がい者等につき、短期に入所させ、入浴、排泄又は食事の介護その他必要な支援を行う。

② 定　員

２名

２．利用者本位の支援の充実

（１）本人及び保護者の意向を重視した支援計画の作成とサービスの提供

（２）利用者の状況に応じ、支援方法、内容等を見直し的確な支援を提供

（３）利用者に適時情報を提供し、意見、要望を盛り込み、利用者主体の生活や活動を支援（自己決定、自己選択）

（４）職員間での情報の共有、支援（意識）の統一、「報告・連絡・相談」の徹底

（５）入所者の地域移行等意向確認を担当が行い、各関係機関との連携した適切な支援

３．利用者の健康管理と健康支援の促進

（１）衛生、疾病予防のための支援

・うがい、手洗い、外出時のマスク等実施の徹底

・スーパー次亜水よる感染予防のための消毒等の徹底

・清掃、洗濯等のハウスキーピングの充実

・早期発見、早期治療（血液検査、健康診断、検診等の実施）

・新型コロナウイルスを職員が施設に持ち込まないための健康管理の徹底

（２）適正な通院と服薬の援助

・通院の支援（個別健康状態のチェック）と連絡の徹底

・服薬支援マニュアルの活用による誤薬防止

・巡回往診（毎月第４金曜日）

（３）高齢者・重度者等に対応した支援

・毎日の健康チェック、健康状態の把握（排便、体温、食事摂取量等）

・誤嚥、転倒による骨折等事故防止

・医事係、医療機関等との連携

・介護施設への移行検討

（４）事故予防体制の充実等

・安全対策委員会の開催（月１回）

・インシデント、アクシデント報告書の提出と対策等の検討

・防犯カメラ、マグネットセンサー等の安全システムの活用

・専門知識の習得、ケア技術の向上

４．楽しい生活の提供

（１）豊かな食生活の提供

・給食会議による給食課題の整理と食生活の充実

・食事形態の多様化への対応～特別食の増加

（２）余暇活動の支援

・余暇委員会の余暇支援計画に基づく支援の充実

・地域サークル等訪問による余暇の充実

・ひだまり喫茶の活用

（３）メリハリのある生活の提供

・歳時を取り込んだ生活、行事の実施

・社会見学旅行等の内容充実

・懇親会等行事助成（年３回職員分）

（４）潤いのある生活環境づくり等

・園周辺の整備（草刈、公園等の整備）

・安全、防災対策の充実（災害、停電時等の対策～発電機等導入）

５．職員の資質向上と人材育成の促進

（１）職員会議等の開催

・全事業所会議の開催（行事、諸課題等協議・問題意識の啓発、職場活性化）

・職員会議、係会議等の効果的、効率的な会議の進め方と意欲的な会議の工夫

（２）研修の充実

・園内研修の実施（OJT 研修・外部講師の招聘・専門研修）

・福祉協会、道社協等の研修の活用

（３）専門資格取得の推進

・社会福祉士、介護福祉士取得者～特定処遇改善加算等により手当て支給

６．日中活動等支援の充実

（１）係単位の生活・日中活動支援

① 生活支援第１係(男子棟)、生活支援第２係(女子棟)ごとに生活支援、介護を実施

② 支援内容

・基本的生活習慣の習得、バイタルチェック等健康管理

・情操創作活動、散歩、機能維持活動、リハビリ訓練、介護アロマ等

・理髪、買物、外食等

（２）係合同の日中活動支援

① 利用者の希望、能力、障害特性等に応じたグループ編成による活動を実施

② 支援内容

・リサイクル作業、清掃、環境整備、訓練棟作業、おひさま活動等

・係合同行事（新年会､忘年会､懇親会等）レクリエーション、体操教室等

Ⅳ．安心生産農園（就労継続支援Ｂ型事業所）運営計画

平成 21 年に福祉的就労の場としてスタートし、今年度で 18 年目となります。この間、事業展開をしてきた状況の中で、利用者の高齢化重度化がすすみ、作業効率の低下等によりその都度、事業展開や作業内容の見直しを実施してきました。

現在の事業における合鴨飼育・加工・販売については一時大きな需要低下がみられましたが、今では徐々に回復傾向にあり、また幌延町のふるさと納税返礼品に選定されてる需要も回復傾向にあります。しかし、先にあった利用者の状況や事業経費の高騰化によりこれ以上の事業拡大は難しく、また福祉的就労の場として取り組んできた合鴨飼育・加工作業については一定の成果を上げてきましたが、新規利用者の獲得という視点に立つと、必ずしも選ばれやすい業種とは言い難い現状もあります。こうした状況を踏まえ、利用者の多様な希望や適性に応えられる事業へと発展させるため、事業内容や運営体制を前向きに見直してまいります。

合鴨飼育や加工販売作業を中心とする事業展開ではありますが、合鴨事業の規模を縮小し、トナカイ観光牧場のレストラン事業の規模を維持し福祉的就労の場としてアピールしながら新規利用者を受け入れる体制をつくり、利用者も職員も安全で安心して働くことができる就労環境を整えていきます。

１．サービスの概要・定員等

（１）概　要

通常の事業所や企業で働くことが困難な方に、働く場や生産活動の機会を提供するとともに、就労のために必要な知識や能力の向上に向けて訓練を行う。また、利用者の出勤日数や作業能力に応じて工賃を支払う。

（２）定　員

20 名

（３）契約者数

27 名（男 18 名・女 9 名）

２．利用者支援の充実

（１）利用者の意向、適性、障害特性に応じた個別支援計画の作成と支援の実施

（２）安全教育と安全対策の強化

（３）関係機関と連携し、利用者支援の強化・新規利用者獲得をする

（４）日中支援活動の充実

・余暇活動：外食の支援

・行事（獣魂祭・忘年会・新年会）等の実施

３．利用者の作業支援内容

（１）幌延町からの委託作業

・名山台展望公園清掃整備管理委託業務（草刈り）

・トナカイ観光牧場花壇管理委託業務（花壇整備）
・トナカイ観光牧場管理業務（施設維持管理、清掃等）

（２）北星園からの委託事業
・施設内の清掃等
・厨房食器洗浄

（３）花苗の栽培、販売

（４）無農薬野菜の栽培、販売

（５）合鴨の飼育、加工、販売
・年 5,000 羽（前年度 12,000 羽）の飼育管理
・鳥インフルエンザ、サルモネラ汚染等の徹底予防
・合鴨舎管理
・屠殺
・製品の製造補助

（６）トナカイ観光牧場レストラン業務
・厨房内調理補助
・レストラン内の清掃等

４．職員の資質向上と人材育成の促進

（１）全事業所会議への参加・事業所内会議の実施

（２）関係団体等の研修会への参加

（３）虐待防止啓発のための定期的な研修

（４）専門資格取得の促進

５．事業運営の健全化

（１）商品価格の適正
材料費の高騰が継続中、原価計算・販売在庫管理を把握し見直しを実施する。

（２）事業内容
①合鴨飼育・加工・販売
・在庫数を確認し飼育数を調整、ヒナの死廃率を減少させることで効率化を図る。
②トナカイ観光牧場レストラン事業
・利用者に対する個別の技術支援を実施し、今まで以上に意欲的に安心して働ける環境を整える。
・相談支援事業所ひだまりと連携を継続し新規利用者獲得を目指す。

Ⅴ．北の星（共同生活援助事業所～グループホーム）運営計画

平成 4 年に施設入所利用者の地域移行（社会自立）の第一歩として、グループホーム「北の星」（定員 5 名）を開設しました。現在は、「北の星」「あすなろ」「ふきのとう」「しらかば」の 4 棟 38 名に加え、公営住宅で生活する夫婦 1 組 2 名、計 40 名の利用者が幌延町内で地域生活を送っています。近年は各ホームにおいて利用者の高齢化が顕著となっており、健康面や日常生活支援の充実がより一層求められています。そのため、職員体制の強化や支援内容の見直しを行い、安心して生活を継続できる体制づくりと支援の効率化を進めてまいります。

また、地域交流ホーム「ひだまり」を活用した喫茶の開催やトナカイ観光牧場レストランの利用、社会見学旅行など、地域とのつながりを大切にした余暇活動についても、前年に引き続き積極的に取り組み、生活の楽しみや生きがいづくりを支援していきます。

利用者の高齢化・重度化や障がい特性に伴う多様な課題はありますが、中長期的な視点に立ち、関係機関とも連携しながら検討を重ね、入所施設とは異なる家庭的な環境のもとで、より自立した地域生活が継続できるようサービス提供に努めてまいります。

１．サービスの概要

共同生活援助（グループホーム）

・共同生活を営むべき住居に入居している障がい者につき、主として夜間において、入浴、排泄及び食事等の介助、調理、洗濯及び掃除等の家事、生活等に関する相談及び助言、就労先その他関係機関との連絡その他の必要な日常生活上の支援を行う。

２．定員等

（１）グループホーム

① 定員　4 棟 41 名、現員 38 名（男 25 名・女 13 名）

② 入居者内訳

・北の星　　定員 18 名　現員 17 名

・あすなろ　　定員 9 名　　現員 7 名

・ふきのとう　　定員 7 名　　現員 7 名

・しらかば　　定員 7 名　　現員 7 名

③ 平均年齢 58.9 歳（男 61.1 歳・女 54.7 歳・最高齢 89 歳・最年少 23 歳）

（２）地域生活（公営住宅入居者）

・2 名（男 1 名・女 1 名～夫婦）

３．利用者本位の支援とホーム生活の充実

（１）本人及び保護者の意向を重視した個別支援計画の作成

（２）日常生活支援の充実

・日常生活活動（ADL）支援
・手段的日常生活活動（IADL）支援
・日常生活上の相談、助言

（３）入居者の健康管理と健康支援の促進
・衛生、疾病予防のための支援
・通院支援と服薬の援助
・地域の検診、健康相談の活用
・看護師、支援庶務等協力体制

（４）入居者で楽しめる行事の企画、入居者相互の交流等、入居者主体の活動を支援（自己決定、自己選択、エンパワメント）
・みんなの会の支援

（５）豊かな食生活の提供
・家庭的な雰囲気の中で豊かな食事の提供
・世話人、栄養士、看護師との連携

（６）余暇活動の支援の充実
・北星園、安心生産農園との連携
・地域交流ホーム「ひだまり」の活用（喫茶店、みんなの会活動等）
・トナカイ観光牧場レストランの活用

４．職員の資質向上と人材育成の促進

（１）職員会議等の充実

（２）研修の充実
・世話人研修の充実
・施設内研修、施設外研修（福祉協会、社協等）への参加

（３）専門資格取得の推進
・社会福祉士、介護福祉士等～特定処遇改善加算により手当て支給

５．地域との共生

地域行事等の参加、地域住民との交流等による障害者への啓発

６．各事業所との連携

（１）就業事業所との情報の共有、連携による支援の充実

（２）安心生産農園との情報の共有、連携による支援の充実

（３）北星園（生活介護）との情報の共有、連携による支援の充実

７．防災体制等の整備、強化

（１）各グループホームにおける火気取扱等の徹底と防災訓練の実施

Ⅵ．ひだまり（相談支援事業所）運営計画

相談支援事業所「ひだまり」は、障がい者（児）が自立した日常生活や社会生活を営むことができるよう、本人や家族からの相談に応じ、必要な情報提供やアドバイスを行っております。福祉施設等の利用者や町内在住の障がい者（児）のニーズにあわせ、適切に障害福祉サービスを利用ができるように、アセスメント、サービス等利用計画の作成及び定期的な訪問によるモニタリング、基本相談支援等を行なうとともに、体験型事業や保護者を対象とした研修会等をとおして、より一層の相談支援体制の充実を図っていきます。また、幌延町等関係機関との連携を図りながら地域における障がい者（児）相談支援の中核的な役割を総合的に担える相談事業所を目指していきます。

１．サービスの概要

（１）特定相談支援事業（幌延町が指定）

・計画相談支援～サービス利用支援、継続サービス利用支援

・基本相談支援～障がい者(児)からの相談

（２）障害児相談支援事業（幌延町が指定）

・障がい児相談支援～障がい児支援利用援助、継続障がい児支援利用援助

（３）一般相談支援事業（北海道が指定）

・地域相談支援～地域移行支援、地域定着支援

・基本相談支援～障がい者(児)からの相談

（４）幌延町委託相談支援事業

・町内に居住する障がい者及び保護者等の相談、支援等

・障がい者(児)、保護者を対象に事業の企画、運営

・相談支援における必要な調査、情報収集及び各関係機関との調整等

２．相談支援の充実

（１）計画相談支援の提供

・サービス事業者との連絡調整及び協力体制を図りサービス利用計画を作成

・適切なサービス利用確認のためのモニタリングの実施

・ケアマネージメント手法等による適切な支援の確立

（２）障がい者及び障がい児支援への協力

・保護者、関係者等を対象とした研修会、勉強会等の提供

・障がい者(児)を対象とした体験型事業、専門職による運動能力向上、健康(生活習慣、姿勢)改善等を含め、事業の企画、提供

（３）関係機関との連携

・幌延町、宗谷圏域障害者総合相談支援センター等、幅広い関係機関との連携

・地域ケア会議、幌延町障がい者総合支援協議会への参加

（４）職員研修

・専門研修及び資質の向上のための研修

Ⅶ. 利用者の権利擁護

北星園グループでは、障害者の権利及び利益を擁護することを基本理念とし、これまで虐待防止委員会を中心に体制整備や職員研修、支援内容の見直し等に継続して取り組んできました。令和７年度においては、不適切な支援との指摘を受けた事案を重く受け止め、支援方法の是正や職員の意識改革、再発防止策の強化を進めてまいりました。

令和８年度は、これらの改善の成果を確実に定着させ、虐待の未然防止と利用者の権利擁護をより一層推進するため、虐待防止委員会を中心とした組織的なチェック体制を強化し、定期的な支援内容の点検と検証を行います。また、全職員を対象とした継続的な研修や事例検討を通して虐待防止に関する知識と倫理観の向上を図るとともに、日々の支援を振り返る機会を設け、事例の共有やケース検討を積み重ねることで、不適切な支援の芽を早期に発見し改善につなげていきます。さらに、職員が心身ともに安定した状態で支援にあたることができるよう、ストレスマネジメントやメンタルヘルス対策にも配慮し、働きやすい職場環境づくりを推進します。

福祉サービスは、利用契約のもと信頼関係によって成り立つものであり、職員一人ひとりの姿勢と専門性が利用者の生活と人生に大きな影響を与えます。私たちは常に「これで良い支援と言えるか」「利用者主体の支援になっているか」を問い続け、利用者の意思による選択と決定を尊重しながら、安心と満足につながる支援の提供に努めてまいります。

虐待を疑われるような行為を決して行わないという強い決意のもと、各事業所、係ごとに権利擁護についての目標の設定、検証を実施しながら利用者の尊厳を守り、地域やご家族から信頼される施設運営を目指し、次のような権利擁護を取り組んでまいります。

１．北星園職員行動基準の遵守、チェックリストの活用
２．「相談の日」の実施（北星園及び各ホームにおいて苦情処理委員が年間３回実施）
３．苦情ポストの設置（北星園・北の星・安心生産農園３ヶ所）
４．自治会（北星園）、みんなの会（北の星）の支援
５．苦情処理委員会、虐待防止・身体拘束適正化委員会の実施、検証
６．権利擁護等についての職員研修（施設内研修の実施・福祉協会等の研修会の参加）
７．各事業所、係単位で職員行動基準等の目標設定、検証及び目標等の利用者への周知

北星園の職員行動基準

１．基本的姿勢

（１）利用者の人間としての尊厳を大切にし権利擁護に努める。

（２）支援・援助者としての立場を自覚し、利用者の主体性、個性を重んじる。

（３）利用者が快適で豊かな生活が送れるよう支援・援助を行う。

（４）一人ひとりの自己実現に向けた専門的支援・援助を行う。

（５）専門的役割と使命を自覚し、絶えず自己研鑽に努める。

２．具体的な行動

（１） 態度について

＊利用者の話に耳を傾け、真剣な対応をすること。

【具体的内容】

・利用者支援において､いかなる場面であっても利用者の話を聞き､対応を考え、返答する｡その場で対応できない時は､時間､順番付けをし返答､対応すること。

＊利用者を見下したような態度をとらないこと。

【具体的内容】

・利用者(サービスを受ける側)、職員(サービスを提供する側)との立場・関係性をきちんと理解し、業務に就くこと。

・職員は利用者支援において『してやってる。やってあげてる』などの気持ちを出してはいけない。

・障がい者に対する差別、偏見を持たない。

＊威圧的な態度、言葉遣いをしないこと。

【具体的内容】

・利用者(サービスを受ける側)、職員(サービスを提供する側)との立場、関係性を理解し、利用者に対し、命令、大声、怒鳴る又は、利用者の訴えを遮る、無視などの行動をしてはいけない。

・周りの状況を把握した上で、常に利用者への配慮を心掛け、支援において必要に応じ、場所を変える等の対応をすること。

＊利用者の好き嫌いで判断したり、態度に出さないこと。

【具体的内容】

・利用者(サービスを受ける側)、職員(サービスを提供する側)との立場、関係性を理解し業務に就くこと。サービス提供者として、態度、表情に出してはいけない。

＊指示、又は命令して利用者を職員の都合で動かさないこと。

【具体的内容】

・本来、職員が行う業務を利用者にやらせてはいけない。

但し、利用者自身が望む又は申し出があり職員の手助けをする場合、相手に説明、同意を得た上で行うこととする。急を要し、その場で説明できない場合は、事後説明を必ず行い、納得を得ること。

＊利用者を無視することを支援の逃げ道とせず、一人ひとりの話にきちんと答えること

【具体的内容】

・利用者支援において、いかなる場面であっても利用者の話を聞き、対応を考え、返答する。その場で対応できない時は、時間、順番付けをし、返答・対応すること。

※逃げ道～利用者と関わる事で業務が増える。支援しない事で業務が減るという考えを持ってはいけない。

＊利用者は「さん」「くん」付けで呼ばれる権利があり、「あだ名」や「呼び捨て」にしないこと。

【具体的内容】

・男性に対しては〝さん〟〝くん〟付けとする。しかし、相手が年上の場合は、〝さん〟とする。

・女性に対しては、全て〝さん〟付けとする。

＊暴力、体罰はいかなる場合であっても行ってはならない。(専門職として恥ずべきことであり、こういう事実が確認されれば厳罰に処する)

（2）利用者との問題解決について

＊問題の核心は何かを見極めること。

【具体的内容】

・日頃より利用者の話に耳を傾け、関わりを増やし、利用者に関する情報は、職員または係間で情報共有すること。また、利用者の障がい特性、性格、入所後からの様子を踏まえ、普段から利用者の事を観察しておく必要がある。

・利用者支援において、支援員間の支援、対応の仕方を統一し、相手への混乱を防ぐ。支援方法の中で違いがあった場合は、その都度係内で話し合いの場を設け、対応を行うこと。

＊利用者に対していたずらに結論を先送りすることなく、問題解決の見通しを明らかにすること。

＊職員に非がある場合は素直に謝罪するとともに、相手の理解が得られるよう関わること。

【非がある場合の具体例】

・利用者を決めつけてしまう（○○さんは、～だから）

・利用者に異変が見られた又は外傷を負っているにも関わらず、対応職員の判断で対応・処置を先送りし、その後悪化を招いてしまう。

・外出時等、利用者を待たせる場面などで職員間の情報共有不足により、利用者が他職員より注意を受ける。

・予定・時間変更などを周知せず、利用者を待たせてしまうこと。

上記のような職員側に非があった場合は、謝罪、利用者の理解が得られるようにすること。

（3）利用者への不安定時の基本的な対応について

＊ 安心感をもたれるような態度を保つ。（対決的な態度で関わらない、受容していると言うことを相手が感じてくれる関係を保つ。）

＊安心感を与えられる位置関係を保つ。（不安定な状況の時は、職員の位置を相手より一段低く対応する。）

＊不安定な状況にある利用者と接する場合、最初の関わり（アプローチの仕方）でその後の場面が決定しやすいことを認識しておく。

＊状況が改善されない場合、あるいは悪化するような状況であれば、雰囲気を変えるなどして関係改善を図るか、他職員と対応を変わること。

【具体的内容】

状況に応じて係またはケース会議を設け、職員間での情報共有、共通認識を持ち、統一した支援、対応をすること。

（4）生活の場面

＊全ての支援、介護において利用者への声掛けをし、了承を得ること。

＊着替えの時、排泄の時、入浴の時、治療時等に利用者の誇りを尊重し気持に配慮すること。

【具体的内容】

・他者に見えない、知られない事が望ましく、出来る限り、対応職員と本人だけで処理できる環境作りに努める。

【具体例】

（利用者移送時の車内において）

・利用者が飲食できない状況において、職員の飲食は控える。

（気持ちへの配慮）

・利用者支援において、相手に不快な思いを抱かせる発言は控える。

「車椅子利用者を立ち上がらせる際、重たい」「失禁した場合に、臭い」などが挙げられる。

（利用者支援～排泄、入浴、治療時～）

・ドアを開けたまま、カーテンを開けたまま支援を行うことは配慮に欠ける。

（食事時）

・利用者の承諾がないまま、食事を切る、調味料をかけることは配慮に欠ける。

（利用者の居室に入室する際）

・ドアをノックせずに入室することは配慮に欠ける。

＊入室の時、私物を見たり、郵便物等を開ける時等に本人の立会いや同意を求めること。

＊障害のこと、病気のこと、経歴のこと等利用者の秘密を守ること。

＊生活の中に利用者の希望をできる限り取り入れ、行事、外出、食事の内容等は、可能な限り利用者が参画して検討すること。

【具体的内容】

・障がい程度に関わらず、利用者に関わる全ての行事、外出、食事などは、職員間だけで物事を決めることはせず、利用者をプロセスに関わらせ、利用者の意向を確認し、出来る限り取り入れること。その中で希望に添えない理由が生じた場合は、説明した上で納得を得ること。

＊職員自身が利用者に関心を持たれる存在であること。

＊利用者とともに行動し、生活の支援を行うことを基本とすること。

＊勤務することが楽しみにされる存在であること。

＊全ての場面で職員は、利用者の生活を支援する存在であることを認識すること。

＊利用者のいる場所にいなく、関係のない場所にいたり、あるいは関係のない場所での仕事をつくろうとしないこと。

＊公私混同しないこと。（働く以前の問題）

＊利用者、職員同士の挨拶は必ずすること。

（５）日中活動の場で

＊活動を通して、利用者の行動の安定と可能性等を引き出せる職員であること。

＊共に活動することを通して信頼関係が形成されること。

＊職員自らが率先して活動を行うこと。

＊活動が始まる時間に職員室にいて利用者を待たせないようにすること。

令和８年度　研修等計画

１．施設内研修計画

月	研　修　名	研　　修　　内　　容	対 象 職 員
４	施設運営・権利擁護研修	事業計画による運営方針・職員行動基準等による研修	全職員
６	ＢＣＰ研修会	自然災害、感染症防止等に係る研修	全職員
９	ハラスメント研修会	ハラスメント委員会にによる研修	全職員
11	福祉講演会	内容未定（外部講師）	全職員・町民
12	施設内研修	研修委員会による研修	全職員
１	権利擁護研修	虐待防止委員会による研修会	全職員
２	ＢＣＰ研修会	自然災害、感染症防止等に係る研修	全職員
３	救急救命講習会	AED 使用方法、心肺蘇生法等	新任・3年に1度
随時	課題別研修	各事業所ごとに課題を設定	全職員(各事業毎)
随時	研修会報告	各研修会に参加した職員による報告会	全職員

２．施設外研修計画　　※一部オンライン研修等に変更あり

月	主　　催	研修名又は研修内容	場　所	人数	対 象 職 員
５	北北海道知的障がい福祉協会 北海道知的障がい福祉協会	定期総会・研修会 定期総会・施設長セミナー	旭川市 札幌市	1 1	施設長・支援研 施設長
６	北海道社会福祉協議会	施設職員スキルアップ講座	札幌市	2	生活支援員
７	北海道社会福祉協議会等 北海道知的障がい福祉協会	強度行動障害支援者養成研修 北海道知的障がい関係支援員研修	札幌市 札幌市	2 2	生活支援員 生活支援員
８	稚内保健所	調理従事者研修	稚内市	2	栄養士・調理師
９	北海道社会福祉協議会 北海道知的障がい福祉協会 北海道宗谷振興局社会福祉課	事務・経理担当専門研修 北海道知的障がい関係支援研修 集団指導監査	札幌市 旭川市 稚内市	2 2 6	事務員 生活支援員等 管理者等
10	北海道知的障がい福祉協会 北海道知的障がい福祉協会 北北海道知的障がい福祉協会 北北海道知的障がい福祉協会	全道知的障害関係職員研修大会 地域支援セミナー 権利擁護伝達研修会 新任職員研修会	札幌市 札幌市 未　定 上川町	2 2 1 2	生活支援員等 生活支援員等 生活支援員等 生活支援員等
11	北海道知的障がい福祉協会 北海道知的障がい福祉協会 北海道障がい者保健福祉課	就労支援施設職員研修会 自閉症セミナー 相談支援従事者研修	札幌市 旭川市 札幌市	1 2 1	職業指導員等 生活支援員等 相談支援専門員
12	北海道知的障がい福祉協会 北海道社会福祉協議会 北海道社会福祉協議会	日中部会支援部会職員研修 サービス管理責任者更新研修 障害者虐待防止権利擁護研修	札幌市 札幌市 札幌市	2 2 1	生活支援員等 生活支援員 生活支援係長
１	北海道知的障がい福祉協会 北海道知的障がい福祉協会	幹部職員研修 発達障害支援部会職員研修会	札幌市 札幌市	2 1	主任・係長等 相談支援専門員
２	北海道障がい者保健福祉課 北北海道知的障がい福祉協会	北海道障害者虐待防止権利擁護研修 職員研修会	旭川市 旭川市	2 2	生活支援員等 生活支援員
３	北海道知的障がい福祉協会	全道施設長研修会	札幌市	1	施設長
随時	その他研修会・施設視察	研修内容等に応じて参加	未　定	未定	全職員

令和８年度　行事等予定（事業所･係）

※感染防止対策の状況により中止又は変更あり

月	全体行事	各事業所行事			各関係団体行事
		北星園	安心生産農園	北の星	
4	着任式	懇親会		みんなの会総会	
5	相談の日				
6	防災避難訓練	稚内買物･外食 誕生会		稚内買物･外食	ソフトボール大会
7		社会見学旅行			幌延神社祭
8	夏休み旅行	合同行事		みんなの会焼肉	名林公園祭 おもしろ科学館
9	開園記念日 北星園祭 相談の日	社会見学旅行 老人クラブ交流会		社会見学旅行	パークゴルフ大会 スポーツ交流会
10	利用者一時帰省 相談の日 花火大会	誕生会 社会見学旅行	獣魂祭	社会見学旅行	
11	防災避難訓練 福祉講演会	稚内買物･外食		稚内買物･外食 防災避難訓練	
12	クリスマス会 冬期一時帰省	もちつき 忘年会	忘年会	夕食会（社協）	
1	相談の日	新年会 誕生会	新年会	みんなの会新年会	
2		節分・長寿祝		北の星懇親会	
3	利用者一時帰省 相談の日 離任式	ひな祭り 自治会総会	懇親会		
毎月		余暇支援		余暇支援	
年3回	パブリック ビューイング				

令和８年度　会議等予定

	全事業所	北星園	安心生産農園	北の星	その他
月2回	管理者会議				必要に応じて、各事業所・委員会等会議
月1回	連絡調整会議 虐待防止委員会 余暇委員会議	担当者会議 給食会議 勤務調整会議	担当者会議	担当者会議 世話人会議	
年6回	全体支援会議	支援会議			